

## 慢性疾患定期治療中の方への電話再診、処方について

新型コロナウイルス感染症に関連して、電話による診療、処方についての取扱いが厚生労働省により**臨時的**に見直されました。

慢性疾患で定期通院されている患者さんで、状態が安定して電話再診で対面診療が不要と判断された場合、前回同様の治療薬の処方は可能です。

1. 睡眠時無呼吸症候群で CPAP 治療中の方
2. アレルギー性鼻炎により継続治療中の方、舌下免疫療法中の方などが該当します。

- ・ 定期通院以外の別症状での対応はできません。
- ・ 3ヶ月以内に受診歴のある方に限ります。
- ・ 3日以内に処方箋を取りに来ていただき診察料をお支払ください。
- ・ CPAP のみで処方箋がない場合にも後日診察料をお支払ください。
- ・ 来院時には診察券、保険証、医療証を必ずご持参下さい。

### 電話再診の流れ

1. 電話で「電話再診、処方」の希望をお伝えください。電話は一度お切りいただきます。
2. カルテ確認をした後にこちらから改めて電話（電話再診）いたします。内容により通常の対面診療となる場合もあります。診察終了 30 分前までにはご連絡ください。時間外は対応しておりません。
3. 処方箋は、ご本人確認と診察料お支払いのために直接お渡ししていますが、お待ちいただく時間は最小限で済みます。

あくまで臨時的な措置のため今後の厚生労働省の方針により変更される可能性があります。